

## 山形県公立大学法人施設等管理規程

平成26年10月9日規程第91号

改正 平成28年4月1日規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、山形県公立大学法人が管理する建物、附属設備、構築物、機械装置、工具器具又は備品等（以下「施設等」という。）の管理及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(理事長及び施設管理責任者)

第2条 理事長は、施設等の管理及び使用に関し、総理する。

2 理事長は、事務局長を施設管理責任者と指定し、施設等の管理及び使用に関する事務を行わせる。

(施設管理者)

第3条 施設管理責任者を補佐し、各施設等の保全、清潔の保持等にあたらせるため、施設管理者を置く。

2 施設管理者及びその担当施設は、別表1のとおりとする。なお、別表1に区分された施設内にある機械装置、工具器具、備品等は、当該区分された施設の施設管理者が管理するものとする。

3 施設管理者は、担当施設について次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 盗難及び火災その他災害の防止に関すること
- (2) 整理、整頓、清掃及び環境衛生に関すること
- (3) その他施設の良好な維持保全に関すること

(施設管理補助者)

第4条 施設管理者は、施設管理者を補助し、担当施設における前条第3項各号の事項にあたらせるため、各担当施設に施設管理補助者を置くことができる。

2 施設管理者は、施設管理補助者を置いたときは、すみやかに施設管理責任者に届け出るものとする。

(施設等の使用時間等)

第5条 施設等を使用できる日は、12月29日から翌年1月3日までを除いた日とする。ただし、山形県立米沢栄養大学又は山形県立米沢女子短期大学（以下「本学」という。）の教職員及び学生（以下「学内者」という。）が日常的に使用を認められている施設等を使用する場合及び教育研究の用途又は目的のために施設等を使用する場合（以下「学内者の日常及び研究上の使用の場合」という。）は、この限りでない。

2 施設等を使用できる時間は、次のとおりとする。ただし、学内者の日常及び研究上の使用の場合又は学内者以外の者の申請を理事長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 学内者が使用する場 授業のある日 午前8時から午後9時まで  
休業日 午前8時から午後5時まで
- (2) 学内者以外の者が使用する場 午前8時から午後5時まで

3 学内者と学内者以外の者が合同で使用する場合は、前項第1号の規定を適用する。

(使用手続き)

第6条 学内者の日常及び研究上の使用の場合を除き、施設等を使用しようとする者は、あらかじめ施設使用許可申請書(別記様式)により、理事長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の申請は、施設等の使用を希望する日の30日前までに行うものとする。
- 3 理事長は、施設等の使用を許可したときは、当該申請者に対し施設使用許可書（別記様式）を交付するものとする。ただし、学内者が申請者である場合は、許可書の交付に代え口頭で許可することができる。
- 4 理事長は、前項の許可に条件を付すことができる。  
（使用の不許可、取消し、変更）

第7条 理事長は、施設等の使用が、次の各号の一に該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) 教育研究活動又は本学の行事に支障がある場合
- (2) 施設等を破損し、又は汚損するおそれがある場合
- (3) 営利を目的とする私的な事業と認められる場合
- (4) 前各号のほか施設等の使用が不相当と認められる場合

- 2 理事長は、施設等の使用を許可した後においても、本学の業務に支障があると認めた場合、その他施設等の使用を不相当と認めた場合には、当該使用許可の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

（使用上の遵守事項）

第8条 施設等の使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的以外に使用しないこと。
- (2) 教育、研究その他事務の妨害となる行為をしないこと。
- (3) 施設等又は施設内の物品等を破損し、又は汚損しないこと。
- (4) 示威行為又はけん騒にわたる行為をしないこと。
- (5) 本学の敷地内において喫煙及び飲酒をしないこと。ただし、飲酒を伴う行事等を学内で実施する必要がある場合は、理事長の許可を受けた場合に限りこれを認める。
- (6) 使用後は整理清掃し、原状に復するとともに、火元、電源及び水栓等を点検し施錠を確認すること。

（施設使用料の徴収）

第9条 理事長は、学内者以外の者が使用する場又は学内者が日常及び研究上の使用によらず施設等を使用する場合は、別表2に定める施設使用料を徴収するものとする。

- 2 別表2に定める施設使用料は、その使用する時間が4時間以内の場合は、半額とする。  
（徴収の時期）

第10条 施設使用料は、原則として使用する日の7日前までに徴収する。

（徴収の免除）

第11条 理事長は、次に掲げる場合は、施設使用料を免除することができる。

- (1) 学内者又は学生の団体が講演会、研究発表会等を行うために使用する場
- (2) 本学の教職員が代表者又は代表者に準じる役職となっている団体が本学の教職員の教育研究の成果を地域に還元することを目的に開催する講演会、研究発表会等を行うために使用する場
- (3) 国、地方公共団体その他の公共団体が公共の目的のため開催する講演会、研究発表会等を行うために使用する場
- (4) その他理事長が免除することが適当と認める場

（掲示等の承認）

第12条 施設等に文書、ポスターその他これに類するもの（本学の学生又は学生の団体が学

生用掲示板に掲示するもの又は教員が教員用掲示板に掲示するものを除く。) を掲示しようとする者は、理事長の承認を受けなければならない。

2 理事長は、掲示物が次の各号の一に該当する場合は、掲示を承認しないことができる。

- (1) 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治活動を行うもの
- (2) 特定の宗教のための宗教活動を行うもの
- (3) 営利を目的とするもの
- (4) 特定の個人、団体等を非難し、又はその名誉を傷つけるもの
- (5) 内容、形状が品位に欠けるもの
- (6) 前各号のほか施設等への掲示が不相当と認められるもの

3 理事長は、承認を受けないで掲示した掲示物及び前項各号の一に該当する掲示物については、撤去を求め、又は撤去することができる。

(文書配布等の制限)

第13条 施設内で印刷物その他の物品の配布、募金、物品販売、署名活動その他これに類する行為及び集会その他の催し物を行おうとする者は、理事長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認にあたっては、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(損害賠償)

第14条 故意又は過失により施設等又は施設内の物品等を破損又は滅失した者は、直ちに理事長に届け出るとともに、理事長の指示に基づき、原状に復し、又はこれにより生じた損害を賠償しなければならない。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、施設等の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年10月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1

施設名	施設管理者
国語国文学科合同研究室、国語国文学科準備室	国語国文学科長
英語英文学科合同研究室、LL 教室、LL 準備室、英文タイプ室	英語英文学科長
日本史学科合同研究室、日本史学科研究資料室、資料標本室	日本史学科長
社会情報学科合同研究室（社会情報実験室含む）、社会情報学科準備室	社会情報学科長
給食管理実習室（準備室含む）、第一理科実験室、第二理科実験室、天秤室、地域交流室、地域交流準備室、精密測定室、食品共同実験室、A403 実習室・グループワーク演習室、保管庫、準備室、機器保管室、収納室、飼育室、健康トレーニング室、健康トレーニング準備室、給食経営管理実習室、調理実習室、臨床栄養実習室、栄養教育実習室、食品加工実習室、官能評価室、共同実験室、天秤室、精密機械室、動物実験室、動物飼育室、食品学実験室（準備室含む）、理化学実験室（準備室含む）、生化学実験室（準備室含む）、助手室	健康栄養学部長
図書館、図書館長室、図書館事務室、図書保管室、記念資料室	図書館長
生活文化研究所	生活文化研究所長
地域連携・研究推進センター	センター長
各個人研究室	各使用教員
各教室、各演習室、情報処理準備室、社会情報実習室、非常勤講師控室、学生ホール、学生印刷室、学生相談室、保健室、医務室、自習室、入試対策室・作業室、資料標本準備室、資料保管室、書道室、書道準備室、キャリア支援センター、キャリアセン相談室、面談室、体育館、体育準備室、更衣室（体育館隣り）、多目的教室、自治会室、部室、器楽練習室、ロッカー室（学生用）、グラウンド、テニスコート	教務学生課長
上記以外の施設	総務企画課長

別表 2

区分	床面積	使用料 (日額)
A202教室、A204教室、A205教室、A206教室、A208教室、A203演習室、	75m <sup>2</sup>	2,100円
A401演習室、A402演習室	37.5m <sup>2</sup>	1,050円
A403実習室・グループワーク室	152.5m <sup>2</sup>	4,270円
情報処理教室 1	112.5m <sup>2</sup>	3,150円
書道室	123.7m <sup>2</sup>	3,463円
地域交流室	236.2m <sup>2</sup>	6,613円
地域交流準備室	37.5m <sup>2</sup>	1,050円

多目的利用室	75.0m <sup>2</sup>	2,100円
B201教室、	112.5m <sup>2</sup>	3,150円
B302教室、B303教室、B304教室、B402教室、B403教室、	90m <sup>2</sup>	2,520円
B301演習室、B401演習室、B404演習室、B406演習室	45m <sup>2</sup>	1,260円
B405教室	262.5m <sup>2</sup>	7,350円
視聴覚教室	420m <sup>2</sup>	11,760円
C101教室、C102教室	93.9m <sup>2</sup>	2,723円
C201教室	268.7m <sup>2</sup>	7,792円
C202教室	201.1m <sup>2</sup>	5,831円
C203演習室、C204演習室	27m <sup>2</sup>	783円
情報処理教室2	242m <sup>2</sup>	7,018円
D301教室	290.2m <sup>2</sup>	11,317円
D302教室、D303教室	108.4m <sup>2</sup>	4,227円
D304演習室	55m <sup>2</sup>	2,145円
D305演習室、D306演習室	54.2m <sup>2</sup>	2,113円
調理実習室	210.5m <sup>2</sup>	8,209円
栄養教育実習室	127m <sup>2</sup>	4,949円
体育館（全面）	907.2m <sup>2</sup>	24,494円
体育館（半面）	453.6m <sup>2</sup>	12,247円